

新潟県後期高齢者医療広域連合議会公印規程

平成19年7月25日

議会訓令第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、新潟県後期高齢者医療広域連合議会の公印に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公印の名称等)

第2条 公印の名称、書体、形状及び寸法並びにそのひな型は、別表のとおりとする。

(準用)

第3条 公印の保管、使用等の取扱いに関しては、新潟県後期高齢者医療広域連合公印規則(平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合規則第5号)の例による。

附 則

この規程は、平成19年7月25日から施行する。

別表(第2条関係)

公印の名称	書体	形状	寸法	ひな形
新潟県後期高齢者医療広域連合議会 之印	てん書体	正方形	方 21mm	議 広 高 新 会 域 齢 潟 之 連 者 県 印 合 医 後 療 療 期
新潟県後期高齢者医療広域連合議会 議長之印	てん書体	正方形	方 21mm	会 広 高 新 議 域 齢 潟 長 連 者 県 之 合 医 後 印 議 療 期
新潟県後期高齢者医療広域連合議会 事務局長之印	てん書体	正方形	方 21mm	事 広 高 新 務 域 齢 潟 局 連 者 県 長 合 医 後 之 議 療 期 印 会 療